

米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める意見書

昨年末から米軍人等による飲酒絡みの事件・事故が相次いで発生したことに対し、本県議会は去る2月25日、米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める意見書と抗議決議を全会一致で可決し、その趣旨の実現を関係要路に強く要請したところである。

それにもかかわらず、本年度に入ってから酒気帯び運転等による米軍人等の逮捕が相次ぎ、5月30日及び31日の2日間で5名の逮捕者が出るという異常な事態となっている。

さらに、6月6日には、5月24日に那覇市の国際通り沿いで男性を殴り現金を奪ったとされる事件の容疑者として、在沖米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の3等軍曹が逮捕され、6月25日には同事件の共犯として嘉手納基地所属の上等兵が那覇地方検察庁に書類送致された。

本県議会及び関係機関の再三の申し入れにもかかわらず、このように米軍人等による事件が相次いで発生していることはまことに遺憾であり、米軍の再発防止に対する取り組み及び米軍人等への教育等のあり方に強い疑問を抱かざるを得ず、到底容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀肅正と実効性のある教育・規制を行うよう求めること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	}	宛て
外 務 大 臣		
防 衛 大 臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		